

# 令和3年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和3年9月3日

招集年月日	令和3年9月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和3年9月 3日午前10時05分			議 長 中本 正廣	
	閉 会	令和3年 月 日午後 時 分			議 長 中本 正廣	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊 久 美	○
	2	齊 藤 マ ユ ミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐 々 木 道 則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐 々 木 美 知 夫	○
	6	大 江 厚 子	△	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	7番	影 井 伊 久 美		8番	田 島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

令和3年9月3日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第6号	健全化判断比率の報告について
報告第7号	資金不足比率の報告について
同意第8号	教育委員会委員の任命について
議案第58号	安芸太田町過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第59号	安芸太田町人材育成・交流センター条例の制定について
議案第60号	安芸太田町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議案第61号	安芸太田町個人情報保護条例等の一部改正について
議案第62号	安芸太田町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
議案第63号	安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正について
議案第64号	工事請負契約の変更について
議案第65号	令和3年度安芸太田町一般会計補正予算（第3号）
議案第66号	令和3年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第67号	令和3年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第68号	令和3年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）
認定第1号	令和2年度歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について

令和3年第5回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和3年9月3日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		行政報告
第3		会議録署名議員の指名
第4		会期の決定
第5	報告第6号	健全化判断比率の報告について
第6	報告第7号	資金不足比率の報告について
第7	同意第8号	教育委員会委員の任命について
第8	議案第58号	安芸太田町過疎地域持続的発展計画の策定について
第9	議案第59号	安芸太田町人材育成・交流センター条例の制定について
第10	議案第60号	安芸太田町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
第11	議案第61号	安芸太田町個人情報保護条例等の一部改正について
第12	議案第62号	安芸太田町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
第13	議案第63号	安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正について
第14	議案第64号	工事請負契約の変更について
第15	議案第65号	令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)
第16	議案第66号	令和3年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
第17	議案第67号	令和3年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
第18	議案第68号	令和3年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第2号)
第19	認定第1号	令和2年度歳入歳出決算の認定について
第20	認定第2号	令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について

令和3年第3回定例会  
(令和3年9月3日)  
(開会 午前10時05分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第5回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告をいたします。町長から今期定例会提出の議案が、お手元に配付のとおり送付されています。地方自治法第121条の規定により、今期定例会に説明のため出席を要求したものは、町長、教育長、病院事業管理者、代表監査委員です。なお同条の規定によって、町長及び教育長から説明員を委任又は嘱託したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から令和3年7月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますのでご覧ください。6月の定例会以降、本定例会までに受け付けた請願・陳情等は、お手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2. 行政報告

○中本正廣議長

日程第2、行政報告。町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、おはようございます。第5回の定例会もどうぞよろしくお願いいたします。行政報告につきまして、お手元にお配りをしております、大変申し訳ありません、第5回の定例会の行政報告でございますが、読み上げをもって報告に替えさせていただきたいと思っております。

行政報告、1 戦没者追悼・平和祈念式典について。

8月15日、戸河内ふれあいセンターで安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典を開催しました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策で規模を縮小し、遺族会、原爆被害者の会、町関係者併せて31名が参列されました。また、参列いただけなかった方にも戦没者追悼と恒久平和を祈念いただくため、正午に防災行政無線でサイレンを鳴らし、黙とうを呼びかけました。

2 大雨、台風に対する対応について

今年の夏は大雨が多発しています。7月7日から降り始めた雨により、翌日の8日には土砂災害警戒情報(レベル4相当)が発表されました。これを受け、町として広域避難所を開設し、高齢者等避難を発令しました。また、8月8日には台風9号が広島県に上陸し、夜半には本町においても大雨、洪水、暴風の3つの警報が発表され、9日未明には修道、安野、坪野地区を対象として土砂災害警戒情報が発表されたため、対象地区369世帯691人に避難指示を発令しました。この台風9号により町道で2件の災害の他、多くの維持対応案件が発生し、最大時170戸に停電が発生しました。さらに三段峡内各所でも落石や倒

木が発生しており、現在は立ち入り禁止となっております。続く 11 日からの大雨により、14 日には全町に土砂災害警戒情報が発表されたため、全町に避難指示を発令し、46 カ所の避難所を開設、最大で 205 人が避難をされました。この大雨についても町道 2 件、林道 4 件、農地 2 件、農業用水路 1 件の災害の他、多くの維持対応案件が発生しました。また、川手地内の国道 191 号の崩土により道路が遮断され、電話線、光ケーブルの断絶、一時的な停電が発生しました。これらの災害については、地域防災計画に基づき対応をいたしましたが、町としても、これほどの長期に渡って警戒態勢を維持した事は例がなく、消防団にも相当負荷をお掛けしたことと思っておりますが、今後は、こうした長期にわたる対応が頻発することも想定した運用方法の改善が必要と感じております。

### 3 国道 191 号の災害に係る公共交通の確保について

国道 191 号の法面崩土により広島電鉄バスが運休したことに伴い、町民の移動支援のため、定額タクシー制度を 8 月 19 日から 31 日の 13 日間、実施いたしました。また、広島電鉄バスについても、8 月 21 日から片側交互通行が始まる 31 日までは、役場前を折り返し地点として、臨時運行を行っていただきました。

### 4 第二次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）施策評価について

第二次長期総合計画に定めた、令和 2 年度の実施事業について、同計画の後期基本計画（同総合戦略）策定時に設定した目標値と実績値を点検し、施策の成果と課題について内部評価を行いました。この内部評価については、8 月 24 日の「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において、各委員からご意見をいただいたところであり、これらのご意見を踏まえて、今後の施策展開を進めてまいります。

### 5 安芸太田町地域公共交通会議について

6 月 30 日に安芸太田町地域公共交通会議を開催し、令和 2 年度の交通行政施策の報告を行うとともに、10 月から制度化を予定している定額タクシー制度の内容及びこれに伴うあなたく等の既存制度の見直し等について説明を行いました。各委員からは、定額タクシーのほか、公共交通全般の課題に関してもご意見をいただきました。これらの意見を踏まえながら、より利用しやすい公共交通の在り方を検討していきます。

### 6 地域懇談会の開催について

今年度も 7 月 30 日の吉和郷自治会を皮切りに、48 自治振興会を対象に順次懇談会を開催します。昨年からコロナ禍により、地域イベントも減り、町民の皆様と会話をする機会も減っており、改めて、こうした機会の重要性を感じております。「地域懇談会」という名前が硬いというご指摘もあり、今年からは「はしもトーク」と名前を変えて、より参加しやすい、意見の言いやすい環境を作りたいと考えています。

### 7 インターネット差別書込みモニタリング事業の開始について

インターネットにおける掲示板などへの悪質な差別書込みに対し、早期発見と拡散防止を図るため、8 月からモニタリング事業を開始しました。部落差別を特定・助長するものや個人を特定した差別的な誹謗中傷など、インターネット上における差別書込みに対し、職員がモニタリングを行います。差別書込みを発見した際は、掲示板の管理運営会社などに書込みの削除要請を行うとともに、事案に応じて法務局等関係機関と連携しながら対応していきます。

### 8 風力発電事業対応方針の決定について

（仮称）広島西ウインドファーム事業については、これまで 4 回にわたる意見交換会や意見募集を行い、町民の声をお聞きするとともに、庁内に設置したプロジェクトチームを中心に情報収集や検討を行

い、町の方針を整理してまいりました。意見募集や意見交換会の場では反対の声がほとんどという状況の中、町としても本事業は必ずしも本町に必要不可欠な事業ではなく、町民の安心と安全を考えた場合、受け入れることは困難と考え、7月16日付けで、その旨を事業者にお伝えしました。これを踏まえ、7月19日、20日の両日、関係機関である広島県、広島市、廿日市市、広島森林管理署を訪問し、本町の考えについてご理解いただくとともに、今後も情報共有等を図り連携していくことを確認しました。本事業については、引き続き動向を注視し、適切に対処していきます。

#### 9 広島市安佐南工場における可燃ごみ受入れについて

火災のあった償却施設について、ピット内に残っているごみを焼却し、ごみピットの躯体の状態を調査された結果、火災による熱被害等の影響は認められなかったとのことであり、施設も8月25日から従前どおりの受入れを再開されました。これに伴い、本町の可燃ごみは、9月1日から搬入を再開することとなりました。

#### 10 ふるさと納税の推進について

6月30日、副町長の紹介で、広島県職員ボーナス支給日に、広島県地域政策局を中心に120名へ直接営業活動を行い、「寄附をきっかけに本町への関心を深めてもらい、コロナ収束後に旅行などで訪れてほしい」とPRを行いました。また7月29日の中国新聞には本町の「令和2年度の1億円超え」が掲載され、以来、テレビ番組でも幾つかの放送局で取り上げていただいています。令和3年度の「ふるさと納税」については、7月末現在で1,763件、2,433万3千円に達し、前年同期と比べプラス58%と順調に伸びているところであります。

#### 11 鳥獣捕獲事業について

農林水産物に対する有害鳥獣被害の軽減を図るため、8月1日から10月31日を集中捕獲期間とし、鳥獣被害対策実施隊64名、実施隊補助員3名、合計67名を任命し、銃器、わなによる捕獲や追い払い活動を積極的に取り組んでいます。これから出沒の増加が予想されるツキノワグマについては、必要に応じ捕獲檻を設置しており、現在の捕獲実績は戸河内地区で2頭となっています。今後は、農林水産物被害に加えて人身被害防止を念頭に、実施隊員の積極的な出動による対応の強化を図っていきます。

#### 12 道の駅再整備基本計画策定事業について

8月10日、第2回「道の駅再整備基本計画策定検討委員会」を開催し、道の駅の将来像や整備方針案、課題解決の方針案等について説明しました。委員からは「様々な機能を盛り込んでおり、これが全て実現すれば素晴らしい」とのご意見をいただく一方で、「特色ある道の駅にするためには、優先順位をつけて取り組むべき」といったご指摘もいただきました。続いて17日から21日にかけて、町内4会場で住民との意見交換会を予定しておりましたが、大雨及び新型コロナウイルスの再拡大を考慮し、延期したところです。開催が可能となり次第、住民の意見をしっかりと伺い、さらなる計画の具体化を図ってまいります。

#### 13 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等控訴の手帳の交付について

国の援護対象区域外で「黒い雨」に遭い、健康被害が生じたと訴える訴訟の控訴審で、広島高裁は7月14日、原告全員を被爆者と認定した広島地裁の判決を支持、国・広島県・広島市側の控訴を棄却し、手帳交付を命じる判決が言い渡されました。これを受け、県及び広島市は国に対して上告断念の要請活動をされたところですが、本町としても、関係する2市4町（廿日市市、安芸高田市、北広島町、坂町、府中町、海田町）と協議・連携し、7月20日に国に対して同様の要請を行いました。最終的に国側も上告を断念し、原告勝訴が確定しました。本町では8月2日より、町内在住の原告27人（うち、6人死亡）に

対して被爆者健康手帳を交付（7人へ手交、20人へ郵送）いたしました。今後は、同様の被害に遭われた方への救済の取り組みについて、国や県と協議を進めるとともに、引き続き「黒い雨」に対する健康不安や相談に向き合い、相談・支援事業に取り組んでまいります。

#### 14 新型コロナウイルス感染症対策について

8月24日現在、本町では累計で27人の感染者が確認されています。広島県においては7月31日から9月12日までを期間とした「新型コロナウイルス感染防止集中対策」を実施されていましたが、新規感染者の増加には歯止めがかからず、8月20日から「まん延防止等重点措置」が発令、続いて27日からは「緊急事態宣言」が発令され、これまでにない厳しい感染予防対策が示されました。本町ではこれまで29回の対策本部会議を開催し、感染症対策に取り組んでまいりましたが、今回示された緊急事態措置にあわせた公共施設の利用制限や閉鎖も始めています。町内では8月に入ってから7名の新型コロナウイルス感染事例が確認されています。感染の拡大を抑えるためにも、町民の皆様には改めて「マスク着用や手指消毒」を徹底していただくとともに、不要な外出や町外との往来、そして同居されるご家族の方以外との会食についても控えていただく事などを、防災無線や町HP等を活用して改めて注意喚起しています。また、本庁や各支所等においては、業者等の入室制限、来庁者記録の作成、職員各個の「健康管理シート」作成等について実施しているところであり、引き続き感染症対策の徹底に取り組んでまいります。

#### 15 新型コロナウイルスに対するワクチン接種について

本町でのワクチン接種も、開始から4か月が経過しました。当初ご迷惑をお掛けしていた電話予約の体制も、人員を倍に増強することにより電話のかかりにくさを解消し、順調にワクチン接種の予約を受け付けています。国の報告システム（VRS）によると、本町においては8月24日現在で、65歳以上の高齢者については、2,758人が1回目の接種済み、2,707人が2回目の接種済みで、87.44%（県内17番目）の高齢者がワクチンの接種を完了されています。全人口でみると、本町では3,501人が1回目の接種済み、3,169人が2回目の接種済みで、対象となる12歳以上町民の51.89%（県内6番目）がワクチンの接種を完了されたこととなっています。本町内ではワクチン接種は3つの医療機関の協力で実施していますが、安芸太田病院では通常の接種とは別に、介護施設等従事者を対象とした優先ワクチン接種を計4回実施するなど、医療関係者には多大なご尽力をいただいております。8月1日からは県内全域で、住民票のある自治体以外でもワクチンが接種できることとなり、防災無線や町民広報でお知らせをしております。8月23日からは、町内の医療機関においても12歳から64歳に対するワクチンの接種も始めていますので、引き続き65歳以上の高齢者も含め、希望する全ての町民がワクチンを接種できるよう取り組んでまいります。

#### 16 学校教育活動について

安芸太田中学校は7月7日に、加計小学校は7月12日に、加計中学校は7月13日に、本年度第1回の学校運営協議会を開催し、それぞれの学校運営方針や取組の重点等を説明し、承認を受けました。昨年度、新型コロナウイルス感染拡大によって実施できなかった「山・海・島」体験活動事業は、感染症対策を十分行いながら、7月15日、4小学校の5・6年生合同のカヤック体験として温井ダム（龍姫湖）で実施しました。また、8月3日、小学生を対象に次世代科学者育成プログラムとして、「科学アカデミー」を日本技術士会中国本部の皆さんを講師にお招きし、開催しました。今年で9年目を迎えます。この日は科学工作を行い町内36名の小学生の参加がありました。今後は、10月に小学校高学年、中学生を対象として開催する予定です。

#### 17 保小中高連携

7月27日、町内のこども園、保育所、小学校、中学校、高校の園長、所長、学校長が一堂に会する安芸太田町保小中高連絡協議会を加計高校で行いました。この協議会は町として初の試みであり、就学前から高校に至るまでの教育活動を連携して進めていく、本町ならではの教育を模索する最初の一步となるものであります。協議会では加計高等学校工藤校長先生の講話「安芸太田町で育った子どもたちの今」を聞いた後、子どもたちの状況を踏まえて保小中を通して大切にしたい資質・能力について協議をいたしました。

#### 18 メキシコホストタウン連携プロジェクトについて

メキシコライフル射撃チームの事前合宿は、新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、広島県と県内11市町で、「メキシコホストタウン連携プロジェクト」の一環として、「メキシコ選手に折り鶴レイとお手紙を届けよう！」が県内の小中学校で実施され町内の小中学校も参加いたしました。東京オリンピック後のレガシーとして、今後もメキシコとの交流が取り組めるよう広島県と連携を図ってまいります。

#### 19 第59回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会の開催について

本大会は、公益社団法人日本ライフル射撃協会と全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会安芸太田町実行委員会の主催により、8月8日から11日までの4日間の日程でつつがライフル射撃場で開催されました。この大会は高校生の大会としては、競技レベル、規模、いずれも国内最高、最大の競技会であり、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とされましたが、今年度は町内での宿泊を抑え、いわゆるバブル方式で対応するなど、感染防止対策を講じての開催となりました。43都道府県から125校、選手は約500人の参加があり、加計高校射撃部はチームライフル女子において個人で8位、団体で8位という結果でありました。

#### 20 令和3年度安芸太田町立志式について

7月13日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期していました、青少年育成安芸太田町民会議主催「第12回立志式」が川・森・文化・交流センターで、町内中学校3年生34名を対象に開催されました。今回は各学校をリモートで結ぶオンラインで開催し、各中学校生徒代表による決意発表や記念講演として、安芸太田町出身で、現在、全日本フェンシング選手として活躍されている清胤慶英(きよたねよしひで)さんが、動画で生徒たちに向け、夢や志を実現するために努力を継続していくことの大切さを伝えていただきました。

#### 21 令和3年安芸太田町成人式について

8月15日、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により延期していました成人式を川・森・文化・交流センターで開催しました。当日はコロナの感染拡大や過去に例のない大雨の直後である等、環境は厳しいものがありましたが、参加者にとっては一生に一度の機会ということで、感染対策を徹底しながら、対象者61名中38名の参加で式典・記念行事を行いました。成人者を代表して栗栖莉奈さんが「一人ひとりが社会の一員として、自らの行動に責任を持ち、自らの力で強く生き抜き、そして社会へ貢献していきたい」と力強く成人宣言をされました。また、参加した成人者からは「成人式は一つの区切りとして、この状況の中で開催されたことに感謝します」、「延期されましたが、良い思い出となりました」といった感想が寄せられました。

#### 22 病院の体制について

7月から広島大学病院救急集中治療医学より小林詩織医師が派遣されたのを機に救急部を立ち上げ、急病や体調不良の患者さんの診察待ち時間の短縮を目指しております。

### 23 実証事業への応募について

本町が進めるDXの一環として、総務省の「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」の実証事業企画公募が6月から始まり、安芸太田病院を中心とし、安芸太田町、日本サステイナブル・コミュニティセンター、ITBook、NEC ネットズエスアイ、富士通 Japan 等と共にコンソーシアムを形成し7月16日に事業申請を行いました。

### 24 遠隔診療の緊急時運用について

主に高齢者を対象とし、昨年度末より検証を進めてまいりました、現地に看護師を派遣するタイプのオンライン診療について、今般の豪雨により国道191号線が通行止めとなり、通院困難になられた住民の皆様を対象に、電話再診や予約変更での対応に加えて、実証研究も兼ねたオンライン診療を行いました。松原コミュニティセンターを拠点として、8月26、27日は安芸太田病院、30日は戸河内診療所をオンラインで繋ぎ、かかりつけ医による診療、服薬指導を実施しました。システム上のトラブルも発生しましたが、診察は実施可能で、実用に向け改善点も明らかになりました。患者様からは、「病院受診に比べると移動の負担感もなく、通常の見診と変わりなく受診が出来て助かった。」「画面越しのほうがよりしつかりと先生の顔を見て受診できた。」との感想をいただいたところであります。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で、町長の行政報告を終わります。

---

### 日程第3. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。今定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、影井伊久美議員及び8番、田島清議員を指名いたします。

---

### 日程第4. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。今期定例会の会期は本日9月3日から9月17日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は15日間と決定しました。

---

### 日程第5. 報告第6号

### 日程第6. 報告第7号

○中本正廣議長

日程第5、報告第6号、健全化判断比率の報告について及び日程第6、報告第7号、資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。町長からの報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案等提案を説明させていただきます。

報告第6号 健全化判断比率の報告について。この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度の決算に基づき、本町の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて報告するものです。

報告第7号 資金不足比率の報告について。この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度の決算に基づき、本町の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。詳細は担当課よりご説明をさせていただきます。

○中本正廣議長

三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい。それでは報告第6号、健全化判断比率の報告及び報告第7号、資金不足比率の報告について、お手元に配布させていただいております、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により、ご説明をさせていただきます。なお、この報告は、先ほど町長申しあげたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、毎年度作成するものでございまして、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするとともに、財政の健全化や財政再生が必要な場合に、迅速な対応が取れるようにすることと、一般会計のみならず、自治体が管理する企業会計等を含めたトータルでの財政力を検証する内容となっております。おそれいます、1ページをお開きください。まず1点目の健全化判断でございしますが、そちらの総括表のどこの表にご案内しているとおおり、一般会計等の実質的な赤字を判断する、判断します実質赤字比率、そして一般会計を含む、全ての会計について赤字を判断する連結実質赤字比率。そして、一般会計等に対する公債費や公債費に準じた経費の比重を示す実質公債費比率、そして地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき負債の度合いを示す将来負担比率でございします。なお、総括表の中段に早期健全化基準及び財政再生基準となる比率を記載しておりまして、これらの基準を超えると財政状況が極めて悪く、早期の健全化が必要、若しくは財政再生が必要といったレベルでございしますが、今回お示ししている数字のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにバーということで、実質的な赤字はございません。また実質公債費比率につきましては、12.4%ということで、下段に青字でございします昨年度よりも、0.2ポイント改善され、さらには将来負担比率につきましても、36.6%ということで、昨年度の青字で書いている62.4%よりも大幅に、ポイントでいうと25.8ポイント改善されまして、早期の健全化などが必要となる状況には至っておりません。おそれいます、2ページをご覧ください。こちらのページから個別の説明となっておりますので、ポイントを絞って補足説明をさせていただきます。実質赤字比率ですけれども、要は歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模で割って算出するものでございしますが、決算審査よりも事前にご案内させていただきますが、歳入総額91億、一般会計、失礼しました、令和2年度一般会計の決算では、歳入総額91億9031万6千、歳出総額が87億3859万4千。そして、差引が4億5172万2千。それから翌年度へ繰り越すべき財源ということで、こちらに書いてある額を差し引きまして、実質収支額、右の欄にございしますが、3億8233万9千となっております、赤字も無いというか、ある程度余裕があったということでございまして、実質赤字比率は、先ほど申しあげたとおり、バーということでございしますし、実質赤字比率の欄の右にご案内しております、実質収支比率につきましても、前年度5%に対し、7.37%ということで、2年連続して比率の改善を図らしていただいております。3ページをご覧ください。連結実質赤字比率でございします。この比率は、先ほど申しあげたとおり、一般会計等のほか公営企業会計やその他の特別会計を含めた収支比率を記載しておりますが、表にご案内しているとおおり、イのところにですね、公営企業会計以外の特別会計としては、1、2、3、4と国

民健康保険事業特別会計から④の介護サービス特別事業までの4つの特別会計、そしてカタカナのウの欄のところにですね、公営企業会計のところににつきまして、病院事業会計のほか簡易水道事業会計など4会計をご案内しております。表のどこを見ていただきますと、それぞれの実質収支、金額のところでございますが、それぞれ黒字ということでございますので、当然赤字比率は、バーということと、連結の実質収支比率も26.89ということで、約2%向上した結果となっております。おそれいります、4ページをご覧ください。こっから中期財政運営方針でもより重要視しているもので、とこの部分でございますが、実質公債費比率でございます。実質公債費比率は、借金返済、主に公債費ですが、借金返済の負担割合の状況を示した指標と位置付けられております。算定に必要な数字は、ご案内の表にお示ししてるところでございますけども、これを算式に当てはめて計算しますと、令和2年度の単年度比率、カタカナの力、のところにございますが、11.29605%となり、その右を見ていただきますと、過去3年分の単年度比率をご案内しとるところでございますが、3年間ずっと悪化しているところございましたけども、これらについては、令和2年度について単年度だけ見ますと改善をさせていただきます、それを3年平均させていただきますも比率が12.4ということで、0.2ポイントでございますが、改善をさせていただきました。ただここにつきましては、ただという言い方は、どうかわかりませんが、普通交付税の錯誤分の一括返還をですね、国と県について認めていただいたということを中心としたですね、交付税の増額が主な要因でございます。それによって、標準財政規模というものが額が増えたと、いうところでございます。一方で、本年多くの公債費を抛出していますので、起債残高は確実に減少傾向にはありますけども、近年の大型公共投資にかける多額の公債費支出は毎年度続いておりまして、令和6年から7年度まで、一定程度の公債費負担は続く見通しでございますので、より注視してまいります。おそれいります、次の5ページ、将来負担比率です。将来負担比率は、先ほどの地方債の残高も加えて、さらには債務負担行為に基づく支出予定額や、他の特別会計に係る公債費の支払い、さらには職員の退職手当支給額等々ということ、町が将来負担するというものについて比率に対して出しているところでございます。これらを算式に当てはめて計算しているものについては、今回36.6%となっております、先ほど申し上げたとおり大幅な改善をしているところでございますが、この大幅な改善というところにつきましては、実質公債費比率のところで申し上げたとおり、その算式の分母になる標準財政規模というものが、交付税が増額を得たということでございます、結果によることとおおございまして、我々としましては、やはり近年の大型事業の起債償還というものがどんどん、どんどん、数年は続くということが見込まれ、毎年約10億を超えた公債費をお支払いしているという現実もありますので、向こう5年間の財政運営の基本となる中期財政運営方針に従いまして、今後とも適切な財政運営を行っていきける、行っていかなければならないと感じているところでございます。おそれいります、続きまして、今回のご報告の二つ目でございます、6ページをお開きください。資金不足比率でございます。資金不足比率というものは、公立病院や下水道などの公営企業または、それに類する事業の資金不足を公営企業等の事業規模である料金収入の規模、事業規模というふうにございますが、それらを見て、公営企業等が独立採算でありますけれども、企業会計の赤字や借金がそれが肥大化することに伴う一般会計に対する大きな影響が及ぼさないよう、個々の経営状況をチェックするという役割を持っているところでございますが、今回6ページの総括表でお示しのとおり、法適用企業、病院事業会計、法非適用企業のいずれも資金不足が生じていないということでございます。若干、7ページの法適用企業からポイントを絞って説明を申し上げますと、病院事業会計、つきまして、2年度の決算で見させていただきますと、①の資金不足と書いてあるとこの表でございますが、流動負債が3億784万で、控除すべき病院事業債、起債ですけど、それらが6661万8千。そうして、流動資産、Dの欄ですが、12

億 221 万 7 千ということで、一番右の欄、資金不足額が、ここの比率の出し方の、表し方となるので、マイナス 9 億 6099 万 5 千となっております。これを簡単に申し上げますと、短期的に返済を要する負債が、3 億 780 万余、そして現金を含めたすぐに払える手持ちの現金、資金力が、12 億 220 万余り、そして資金不足額が、これが逆にいうと、資金の余裕感ということでございますので、合計 9 億 6099 万ことがあることございまして、現在資金不足比率ということは、資金不足ということは発生していないと、いう結果でございます。おそれいます、最後のページ、8 ページでございます。8 ページが法の適用をしていない、法非適用企業でございますけれども、ご案内のとおり病院事業会計以外の、簡易水道事業、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水事業に係る特別会計によるものでございますが、いずれの会計につきましても資金不足がマイナス表示、資金不足額が、上から△、△、△とございますが、これによってまだ赤字ではないと、いうこと。資金不足には落ちっていないということでございますので、そのような特別会計の状態ということでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で報告第 6 号及び報告第 7 号を終わります。

---

日程第 7. 同意第 8 号

日程第 8. 議案第 58 号

日程第 9. 議案第 59 号

日程第 10. 議案第 60 号

日程第 11. 議案第 61 号

日程第 12. 議案第 62 号

日程第 13. 議案第 63 号

日程第 14. 議案第 64 号

日程第 15. 議案第 65 号

日程第 16. 議案第 66 号

日程第 17. 議案第 67 号

日程第 18. 議案第 68 号

日程第 19. 認定第 1 号

日程第 20. 認定第 2 号

○中本正廣議長

日程第 7、同意第 8 号 教育委員会委員の任命についてから、日程第 20、認定第 2 号 令和 2 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてまでの 14 件を一括議題といたします。提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

続いて説明させていただきます。

同意第 8 号 教育委員会委員の任命について。本年 11 月 10 日で任期満了となる教育委員会委員 河本千絵氏について、引き続き同氏に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第 58 号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の策定について。安芸太田町過疎地域持続的発展計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 59 号、安芸太田町人材育成・交流センター条例の制定について。安芸太田町の青少年等の学習、

研修、地域交流及び国際交流等の活動を支援し、地方創生に貢献する総合的な人材育成の拠点として、安芸太田町人材育成・交流センターを設置することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定めるものです。

議案第 60 号、安芸太田町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）が公布され、過疎地域として公示された本町において、新過疎法の適用に伴う固定資産税の課税免除を行うため、固定資産税の課税免除についての条例を定めるものです。

議案第 61 号、安芸太田町個人情報保護条例等の一部改正について。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（整備法）に伴い、関係条例 3 本の一部を改正しようとするものです。

議案第 62 号、安芸太田町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について。安芸太田町過疎地域自立促進特別事業基金条例について、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第 63 号、安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、固定資産税に関する奨励金の根拠規定が変更となることから、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第 64 号、工事請負契約の変更について。筒賀保育所等改修工事に伴う工事請負契約の変更について、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 65 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）。令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出それぞれ 5 億 2,615 万 6 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、歳入が災害復旧費国庫負担金、同県補助金、先端技術導入実証研究事業国庫補助金、過疎対策事業に係る町債の増、前年度決算に伴う繰越金が主なものです。歳出は、総務費がふるさと納税推進事業費の増、前年度繰越金の整理に伴う財政調整基金積立金の増、光ファイバー網における災害復旧対応に係る委託料の増。民生費は、前年度の生活保護費等の事業費確定に伴う国庫負担金償還金の増。衛生費は、新型コロナワクチン接種対応等に係る負担金の増。農林水産業費は、ひろしま型スマート農業実証実験における補助金の増。商工費は、災害などの影響等による観光施設の修繕工事費及び町内公衆トイレの改修費等の増。消防費は、災害対応に伴う職員の時間外対応に係る職員手当等の増。教育費は先端技術導入実証研究事業費の増、加計中学校校舎屋根改修工事費の増及び筒賀保育所等改修工事工期延長に伴うデリバリー給食委託料の増。土木費及び災害復旧費は、8 月の長雨等により被災した林道、町道、河川、農地等の災害復旧に係る工事請負費の増が主なものです。

議案第 66 号、令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、歳入歳出それぞれ 2,893 万 7 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費の増、前年度繰越金の整理に係る介護給付費準備基金積立金の増及び前年度事業の精算に伴う介護給付費負担金等償還金の増が主なものです。

議案第 67 号、令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、歳入歳出それぞれ 297 万 4 千円の減額を定めるものです。今回の補正は、川手急傾斜地水道本管移設工事の減額及び前年度繰越金の整理に係る簡易水道事業基金積立金の増が主なものです。

議案第 68 号、令和 3 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 2 号）。新型コロナワクチン接種体制強

化（11月末までに希望者へ接種完了を目指す）のため、専任看護師の補充及び時間外手当に要する経費を計上し、議会の議決を求めるものです。

認定第1号、令和2年度歳入歳出決算の認定について。令和2年度歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第5項の規定により、主要施策の成果に関する調書を付けて、令和2年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか8つの特別会計の歳入歳出決算について、議会の認定に付するものです。

認定第2号、令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について。令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第6項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものです。

詳細については担当課長等から説明をいたします。以上でございます。

○中本正廣議長

これで提出者の説明を終わります。以上提出議案については後日、詳細説明、審議を行います。本日の日程は、以上で全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前10時51分 散会

---